

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（3月24日現在）

●保健省によれば、アルゼンチン国内では387名（昨日から86名増加）の累計感染者数、うち6名の累計死亡者数が報告されています。

●3月20日以降同31日まで、当国に居住、または短期的に滞在している者を対象とした、全国隔離措置 DNU（297/2020）が継続中です。

●ブエノスアイレス市政府は、強制隔離等に関する新たな政令を公布しています（21日から適用を確認）。それによると、アルゼンチン居住者（DNIを所持している邦人の皆様も含まれます）の帰国に際しては、当局の検査により航空機内に感染者又は感染の疑いのある乗客が一名もおらず、かつ、感染リスクが低い国から帰国した場合を除き、政府が指定している宿舎へ移送され、14日間もしくは保健当局の定める期間、隔離が実施されます。

●短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、全国強制隔離の長期化、国内移動の制限拡大や、国際便の減少を念頭に、最新の情報を収集し、日本への早期の帰国をご検討ください。

1 アルゼンチン国内では387名（昨日から86名増加）の累計感染者数、うち6名の累計死亡者数が報告されています。

2 20日に公布された全国隔離措置に関する必要緊急大統領令（DNU）が継続中です。当該措置は、当国に居住している者、または短期的に滞在している者に対し、「社会的、予防的、強制的隔離（以下、強制隔離と表記）」を設定し、期間は3月20日から31日までとされています（延長される可能性があります）。この期間中は、通常の居所あるいは3月20日0時時点での居所に留まらなければなりません。清掃用品、医薬品、食料の購入のための必要最小限の外出をすることは可能です。治安省により取り締まりが実施されており、違反した場合は、拘束され、告訴される可能性がありますのでご注意ください。

3 在留邦人及び邦人渡航者に関係すると思われる新たな規制

22日までに、外務省及びブエノスアイレス市が、在留邦人及び邦人渡航者に関係する新たな規制措置を発出しています（以下各概要抜粋）。

（1）外務省回章（10／2020、2020年3月24日）

ア（主に自国民救出のために派遣される）外国の特別機に発着の許可を引き続き与える。なお、発着のための航空当局（ANAC）の許可は不要で、エセイサ空港発の便について報告するだけでよい。

イ 深夜のエセイサ空港への非居住外国人による移動は勧めない。新型コロナウイルス関連の管理は各州警察が担当しており、外務省儀典局は夜間の各州の移動を確約できる

立場にない。

ウ 3月24日より、ブエノスアイレス市は59か所のアクセスポイントを閉鎖する。開いているポイントは、アベジャネーダ橋、プレイドン橋、アルシナ橋、ラ・ノリア橋等（詳細については、以下のリンクをご確認ください（西語））。

https://www.buenosaires.gob.ar/sites/gcaba/files/accesos_ciudad_de_buenos_aires.pdf

(2) ブエノスアイレス市政令 Resolución N°782/MSGC/20、3月21日から適用を確認

ア 目的

接触・飛沫感染を防ぐための隔離を維持しながら、医療施設の病床利用を最適化するための国外からの無症状帰国者の管理。

イ 対象者

国外から帰国しブエノスアイレス市に居住する者。

・・・略・・・

ウ 航空機で帰国した者

(ア) 航空機で帰国した無症状者で、当局の検査により、同機内に感染者又は感染の疑いのある乗客がいた場合、濃厚接触かどうか判定するため、隔離を行うよう非医療施設の宿舎（市が指定しているホテル等）に送られる。

(イ) 航空機で帰国した無症状者で、当局の検査により、同機内に感染者又は感染の疑いのある乗客が一名もおらず、感染リスクの高い国から帰国した場合は隔離措置のため非医療施設の宿舎へ移送される。宿舎では、14日間もしくは保健当局の定める期間、隔離を行う。

(ウ) 航空機で帰国した無症状者で、当局の検査により、同機内に感染者又は感染の疑いのある乗客が一名もおらず、感染リスクが低い国から帰国した場合は、帰国者は自宅へ帰宅し、自宅において大統領令 DNU260/20 及びその他有効な法令に従い、帰国日より14日間の隔離を行う。

・・・略・・・

エ (宿舎における) 隔離

(ア) 客室への入室はできる限り最小限にとどめる。

(イ) 入居者の客室からの外出は許可されない。

(ウ) 面会は許可されず、親族のうち1名もしくは関係者のうち1名のみが受付まで来るか、又は電話をかけられる。

(エ) 入居者は症状を自己申告しなければならない。感染の疑いのある症状が出た場合、検査及び再カテゴリー分けのため、107番へ電話をする。感染の疑いありと判断された場合は、感染の疑いがある者又は感染者用規則が適用される。

(詳細については、以下のリンクをご確認ください（西語））。

<https://documentosboletinoficial.buenosaires.gob.ar/publico/PE-RES-MSGC-MSGC-782-20-ANX.pdf>

4 アルゼンチンにおける新型コロナウイルス感染のピーク（一般報道）

保健省は、アルゼンチンにおける新型コロナウイルス感染のピークを4月末から5月初旬であるとの見解を発表しています。また、今後、感染者数のカーブがどうなるかは、国民等が自宅隔離を遵守するか否かにかかっているとしつつ、一方、全国隔離措置は3月31日には終わらないことは確実であるとの見方をしています。

5 万が一当局に拘束、隔離等され援護が必要な場合又は邦人が拘束、隔離されている等の情報をお持ちの場合は、在アルゼンチン日本国大使館までご連絡下さい。

6 強制隔離や国内移動の制約の長期化が見込まれるとともに、国際航空会社の多くが減便をしている現状から、短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いやうがいの励行などの感染予防に努めるとともに、各交通機関の運行状況等最新の情報を収集し、日本への早期のご帰国をご検討ください。（以上）